

人企一 1 1 8 3

令和 4 年 9 月 2 7 日

交流審査会会長 山 本 隆 司 殿

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則 2 1—0（国と民間企業との間の人事交流）の改正について（諮問）

人事院規則 2 1—0（国と民間企業との間の人事交流）を別添のとおり改正することについて、国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成 1 1 年法律第 2 2 4 号）第 5 条第 3 項の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

以 上

## 官民人事交流の更なる活用の促進に向けた交流基準の見直し

官民人事交流の更なる活用を促進するため、以下のとおり交流基準を見直し、人事院規則 2 1—0（国と民間企業との間の人事交流）（以下「規則」という。）を改正することとする。

### 1 連続交流回数の制限（規則第 1 3 条及び第 2 2 条の改正）

現行の交流基準においては、国の機関と所管関係がある同一企業との間では、連続して 4 回以上、当該企業と所管関係がある本省庁の「局」等との間で人事交流をすることができないこととされている。

この制限について、連続交流回数の制限に係る組織単位を本省庁の「局」等から「課」等（課長級単独官の組織については担当等により組織単位が明確なものに限る。）に見直すこととする。

### 2 交流制限期間（規則第 7 条の改正）

(1) 現行の交流基準においては、人事交流を行おうとする日前 2 年以内に、企業・役員等が刑事事件で起訴された場合又は特定不利益処分（許認可等の取消し、業務停止命令、役員解任命令、重加算税の徴収若しくは課徴金の納付命令）を受けた場合には、その企業とは人事交流を行うことができないこととなっている。

この制限について、企業が起訴された場合等に人事交流を制限する期間を緩和し、人事交流を制限する期間を 1 年間に短縮する。

(2) 現行の交流基準においては、ある事案に関して①課徴金納付命令を受け、②同一事案について刑事事件として法人が起訴された場合、①及び②それぞれ

れを起算点として一定期間人事交流を行うことができない仕組みとなっている。

この制限について、一の事案に関して起訴又は特定不利益処分が行われた場合の取扱いを、1回目の起訴又は特定不利益処分を起算点とした交流制限のみを行うように見直すこととする。